

令和 2 年度事業目標

1 協会の基本方針について

当法人は昭和 23 年(1948)、敗戦後の混乱時代に有志の民間人らが相寄って、上野市社会事業協会を発足させ、創立 72 年を迎える。昭和 27 年(1952)に社会福祉法人の認可を受け、今日まで一貫して、多様化する地域ニーズに応えるよう、積極的に新分野に踏み込み、福祉行政当局との密接な連帯のもとで、覚悟と使命感を持ち続けてきた。創立以来の精神「相扶相愛」の下、その存在意義を一層強め、当法人でなければできない福祉事業を引き続き推進し、創立 100 周年を目指す。

(1) 行政機関との連携

多種多岐にわたる社会福祉事業を実践する当法人は、国、三重県、伊賀市との緊密な連携を下に、これまでから市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展開してきた。今後とも伊賀市の福祉政策の一翼を担いつつ、当法人の存在意義を高めたい。

(2) 地域との連携

広く地域社会からの要望を正しく理解し、地域に支持される福祉事業の構築や、良質な福祉施設の運営を目指す。地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図り、地域の子育て支援の推進や、新たな地域包括支援体制の充実を目指した地域共生社会の実現に向けて取り組む。

長田小学校跡地利用について地域から打診を受けているが、引き続きその活用方法を検討し、地域の意向と当法人の思いが一致すれば、具体的な中身の検討に着手したい。

(3) 中期事業計画

当法人は経営目標として「持続可能で将来にわたる安定した経営基盤の確立」を掲げ、その実現のために法人がもつ多岐多様な経営資源を有効活用しながら、その戦略を示す中期事業計画を策定している。今後も「中期事業計画プロジェクトチーム」が中心となり、より現実的な計画へと修正、追加を行ないながら着実に事業を実行して参りたい。

(4) 人材育成及び確保

より良い福祉サービスを提供するためには、職員一人ひとりの知識や技能等の資質向上が重要な要素であり、職員の成長は法人の大きな財産となる。このような人材を育成するために、従前より実施している法人内部の各種研修の更なる充実を目指す。また、法人内の連携意識を高めつつ、職員各自が使命感を持ち将来を創造することができる総合的な人材育成環境を構築することが重要であるため、社会への幅広い視野と当法人が

行なう社会福祉への誇りと使命感を持って、民間社会福祉事業を担うことのできる職員の確保と養成に努める。

少子化に伴い、福祉分野における新卒学生の採用が年々困難になってきている。ホームページ等を有効活用しながら、潜在化している保育士や介護士の発掘、他分野で活躍されている有能多才な人材の確保に努める。

昨年度、第二梨ノ木園で受け入れた外国人技能実習生は誠実かつ優秀で、働く姿が職場に良い影響をもたらしている。追加の受け入れに向け諸準備を進める。

(5) 労務管理と職員処遇の向上

誰もが働きやすい職場にするため、各種ハラスメント研修を実施し、お互いを尊重し合い、信頼と絆を深める心を育む。また、「衛生委員会」が中心となり、職員の労働環境の整備や魅力ある職場づくりに積極的に取り組むとともに、年次有給休暇の積極的な取得や残業時間の短縮を促す。

職員の意欲と処遇の向上を図るため、昨年度より改正施行した給与制度について課題等を検証し、より良い制度となるよう改善を図る。また、職員の更なる処遇向上を図るため、昨年度より検討及び準備を行ってきた勤怠管理システムの導入について、本年8月に仮運用を開始し、10月には本番稼働させる。引き続き社会保険労務士に相談しながら事前の諸準備を綿密に行ない、予定通り実施させたい。

令和2年(2020)4月より施行される、パートタイム・有期雇用労働法、いわゆる同一労働同一賃金の導入は、その対応方法について昨年度より社会保険労務士と打ち合わせを重ねているところである。当法人の課題を再検討し、社会や他法人の動向を注視しながら慎重に見直しを図る。

(6) 危機管理

社会福祉法人が様々な危機に対処するには、各施設における危機管理経営が重要である。経営の根幹にかかわるような事態が発生した場合、それに備えた管理体制が整っているかどうかによって、事業継続に与える影響の大小が異なってくることは自明のことである。猛威を振るう新型コロナウイルス等、新たな脅威についても、危機状況を如何に制御するかは経営の重要命題の一つとして、引き続き調査研究に努める。

(7) 安全対策の強化

各施設における災害対策、防犯対策について、社会状況等を確認しながら常に見直しを行ない、体制を整備して利用者の安全確保を徹底する。

また、インフルエンザやノロウイルス等、各種感染症対策を実効性のあるものにするために、全施設共通の認識を持ち、正しい知識に基づく取り組みを細部にわたって徹底する。更に関係機関との円滑な連携を図ることで、利用者や職員への感染予防に万全を期し、サービスの安定供給を確保する。

(8) 個人情報の取り扱い

今日の情報化の急速な進展に伴い、コンピューターネットワーク等を通じて大量の個人情報処理されている。その個人情報は、取り扱い方によっては、個人に対して大きな被害を及ぼすおそれがある。常に個人情報の重要性を認識し、施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報保護について、強化してきたセキュリティシステムを維持しつつ、細心の注意を払い取り扱うものとする。

(9) 虐待防止

本年度も不適切なケアについて、虐待防止を考える委員会が中心となり原因を分析し、対策を講じることにより、全施設に虐待防止の啓発を徹底する。また、法人内の各施設における虐待の防止、早期発見、早期対応等の体制やマニュアルの見直しを引き続き行なう。

昨年同様、虐待防止等に関わる様々な研修や意見交換会を開催し、基本的人権の尊重についての意識を高める。

(10) 情報発信

社会福祉法人が積極的に活動していくためには、利用者や家族、地域、職員からの信頼や協力が必要不可欠であることから、意見や情報を聴取するとともに、インターネットを有効活用して、積極的な情報の公開及び発信に努める。

(11) 財務基盤

定期昇給による人件費の高騰や事業収入減により、施設運営は厳しさを増している。引き続き収入確保対策や、情報収集及び財務分析を正しく行なうよう努める。また本年度も会計監査人と監査契約を締結し、財務基盤の一層の強化を図る。

(12) 児童福祉分野

少子化に伴う人口減少により、当法人が運営する 14 保育園の委託児童数にも影響が出始めてきた。本年度は、児童減少が著しい予野保育園を、保護者や地域から了承が得られたため、花之木保育園の分園として運営を開始する。

昭和 48 年(1973)に開園したみどり第二保育園の本体改築工事を、本年 4 月より着工する。完成は令和 3 年(2021)1 月の予定で、工事期間中の仮園舎は廃校となる長田小学校を借用する。府中保育園で好評を得た完全給食を実施し、今後も引き続き要望が見込まれる乳児保育を充実させたい。

手狭だった放課後児童クラブ成和西の事業実施場所が、地域の方々の要望により、本年度の統廃合により閉店した J A 花之木支店での実施となる。伊賀市と連携しつつ万全の準備を行なって安全な環境で事業を開始する。

幼児教育・保育の無償化が昨年 10 月より実施された。現在、当法人への大きな影響は無いが、引き続き情報を的確に把握し対応する。

(13) 高齢者福祉分野

盲養護老人ホーム梨ノ木園は、年々利用者が減少しているため、定員を 10 名減らし個

室化を進め、居住環境の改善を図りたい。

老人デイサービスセンターなしのきの経営環境は年々厳しい状況に直面している。要因は報酬単価の引き下げと、同業者の増加や高齢者のニーズの変化が背景にあると思われるが、今後も当施設の持ち味を発揮し、新規登録者の増加に努める。更に、利用者の要望を受け止め、より良いサービスの提供を行ない、居心地の良さや安心につながる福祉事業を展開していきたい。

(14) 障害者福祉分野

利用者が 65 才になっても同じ生活介護事業所を利用できるよう、「共生型介護サービス」の指定について検討し、引き続き在宅障害者が地域社会において共生することを妨げられることなく、生活の向上と社会参加の機会が得られるよう支援していく。

伊賀市内の障害者特定相談支援事業所は、どの事業所も相談支援専門員の負担が増大しているにも関わらず、慢性的な赤字運営状態である。しかし、今後も伊賀市全体で毎年 30 件から 50 件程度、相談業務が増加する見込みであるため、本年も、事業の効率的な運営と相談業務の改善に一定の効果が見出せるよう、伊賀市内 4 事業所の共同運営の方法等について検討を続ける。

2 保育園の運営について

保育は、昭和 22 年(1947)に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。基本的役割に変わりはないが、変貌する様々な社会的要因、例えば、超高齢・人口減少社会の到来、女性就労の増加、就業形態の多様化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等が問題となっている。これらのことを背景に、保育所が果たす役割がより重視され、子育て・子育て支援の一層の強化が求められている。

平成 30 年(2018)4 月、改定保育所保育指針が施行された。当法人では、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの健やかな育ちの実現へとつながるよう、子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

(1) 一時預かり・休日保育事業

ア 一時預かり事業実施施設

みどり第二保育園 “きらら”、曙保育園 “ピッコロ”、
三田保育園・友生保育園・花之木保育園・長田保育園・古山保育園・
府中保育園 8 施設

イ 休日保育事業実施施設

曙保育園 “ハミング”

保護者の就労形態の多様化に対応できるよう、柔軟な発想と適切な体制で取り組

んでいく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター“すくすくらんど”

みどり保育園で開設し、曙保育園で受け継ぎ 26 年目を迎える。本年度も在宅親子への子育て支援、子育てが楽しくなる諸行事を計画する。また、家庭や専門機関、子育て支援活動を行なう団体、各保育園のミニ子育て支援等と連携しながら、地域の子育て支援情報の収集と提供等に努め、一層の充実を図っていく。

イ 本とおもちゃルーム“ぐるんば”

絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を広げるような活動を続けていきたい。更に、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校 1・2 年生の児童や保護者に利用していただけるよう、内容の充実に努力する。

(3) 障害児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して 35 年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実を図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携を更に促進したい。

ア 保育士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行なう。

イ 感覚統合訓練講師や音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

ウ 子育て支援“ふれあいらんど”は、開設して 17 年目を迎える。心身に何らかの障害がある子どもの養育に関わる相談を実施しているが、発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を充実させる。

エ かしのみ園卒園児保護者の有志によるボランティアの協力や地域住民によるボランティア活動も積極的に受け入れながら、地域との連携体制の充実を図り、併せて障害福祉サービス事業所“かしの木ひろば”や障害者支援施設“梨丘園”と連携し、すべてのライフステージに注目していくものとする。

(4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

ア 放課後等デイサービス事業所“ヴェルデ ドゥ”

放課後において、障害児が日常生活における基本的動作及び集団活動に適應できるよう、また、生活能力を向上させ社会との交流が図れるよう、適切な指導及び訓練を実施する。

イ 障害児日中一時支援事業所“ヴェルデ”

小学生以上の障害児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために実施する。児童が楽しみに利用できるよう、充実した内容を検討していく。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間、就労等により家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成支援を行なう。また、利用児童の生活が地域での生活と遊離しないよう配慮しながら、安心・安全に留意して子どもたちの自主性と社会性の育成に努める。

ア 放課後児童健全育成事業 実施施設

- ・ みどり第二保育園所管…児童クラブ“フレンズうえの”“第2フレンズうえの”
- ・ 曙保育園所管…児童クラブ“キッズうえの”（長期休暇中は午前7時30分より開所）“ふたば”
- ・ ゆめが丘保育園所管…児童クラブ“風の丘”（通常利用時は午後7時まで開所）“第2風の丘”（通常利用時は午後7時まで開所）
- ・ 古山保育園所管…児童クラブ“成和東”
- ・ 花之木保育園所管…児童クラブ“成和西”
- ・ 府中保育園所管…児童クラブ“ウイングうえの”

イ 児童クラブ交流会

平成28年度(2016)から実施している各児童クラブとの交流事業は、開催方法、企画内容を検討し、本年度も長期休暇中等に実施する。

(6) からだそだて事業

平成27年度(2015)から実施している「からだそだて事業」を本年度も継続していく。体力・運動能力が向上し、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培う保育を全保育園で検討し、実践していく。

(7) 食育の推進

ア 子どもたちが生活や遊びの中で、身近な大人から援助を受けながら、また、仲間と関わりながら、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験や、楽しく食べる経験を通して食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。

イ 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力のもと、それぞれの保育園の実情に合わせて創意工夫することで望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていく。

ウ 平成30年度(2018)より改築した府中保育園において、幼児の完全給食を実施している。その成果や課題等について引き続き検証しながら、今年度改築予定のみどり第二保育園で導入する。

(8) 地域交流及び情報発信

ア 地域交流

多様な地域社会とのふれあい活動を積極的に推進し、地域の子育て拠点としての保育園の機能強化を目指す。

- ・ 家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やす。
- ・ 小学生・中学生・高校生の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターンシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れる。
- ・ お年寄りとのふれあい会等を実施し、子どもたちには他人を敬愛し、様々な教えを受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かしていただくものとする。

イ 情報発信

- ・ 本年度も、保育園や児童クラブへの理解が地域に浸透していくよう、第 35 回子どもフェスティバルを 14 保育園及び児童クラブ 9 施設合同で開催する。昨年同様、子どもたちが主体的に遊びを体験し、親子共々交流を深める場としたい。
- ・ “みえ福祉第三者評価”は、平成 26 年度(2014)から既に 14 保育園で受審してきたが、本年度も 2 施設で受審することとする。職員による自己評価、第三者評価機関による訪問調査等を通して、保育園運営に対する現状把握や気づき、課題や改善点を職員間で共有し、今後の保育園運営や職員の資質向上に役立てたい。更に評価結果を保護者や地域の方々に広く周知するため、当法人ホームページ等で公表し、保育園の取り組みを理解していただくようにする。

(9) 安全対策の充実

ア 近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震への対応、水害・土砂災害を含む異常気象による自然災害への対応など、各施設の地域・地形などを考慮して、起こりうる災害に対する的確に対応できるよう策定した「非常災害対策計画」を見直し、子どもの生命の安全を最優先とした安全対策を更に強化していく。そして各園の防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実を図る。

イ 施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、マニュアルの見直しを行なうとともに、防犯訓練等を継続して行なう。

ウ 施設内外の安全管理については、従来から各園で行なってきた安全点検を継続する。また、屋外遊具は、平成 26 年(2014)6 月に、国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、本年度も専門技術者に点検を依頼するが、日常点検は全職員が確実に実施できるよう努める。

エ 保健衛生感染症対策研究会が中心となり、インフルエンザ等感染症や食中毒の防止、食物アレルギー児への対応等、健康管理について様々な対策を実施している。平成 31 年(2019)4 月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が改訂された。このガイドラインを十分活用し、わかば会給食部会とも連携しながら、全職

員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深め、アレルギー対応に組織的に取り組んでいきたい。更には、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携のうえ、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を期す。

(10) 業務効率化推進事業

曙保育園・中瀬城東保育園・みどり保育園・府中保育園・ゆめが丘保育園の5施設に保育支援システムをすでに導入している、本年度もその成果や課題等について検証しながら、他施設についてもICT化を進めていきたい。

(11) 職員研修体制の充実

ア 全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、引き続き当法人内での公開保育を実施する。昨年度に3保育園をモデル園として取り組んだ「環境を工夫した保育」を、今年度は各園がそれぞれに考え、試行錯誤しながら進めていく。更に乳幼児の発達の土台となる感覚を刺激するあそびや粗大運動を乳児期から多く経験できるようにしながら、「非認知能力を育む保育」についても研鑽し、より質の高い保育を目指す。

イ 厚生労働省より平成29年(2017)4月に通知があり、30年度(2018)より県主催で実施されている「保育士等キャリアアップ研修」には、本年度も保育現場におけるリーダー的職員が参加し、専門性の向上を図るための研修機会を充実させる。

ウ 平成27年度(2015)より県主催で実施されている「放課後児童支援員県認定資格研修」には、当法人が実施している児童クラブ9施設の児童支援員約30名がこれまでに資格を取得している。業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識するため、引き続き研修機会を充実させる。

エ 人権・虐待・ハラスメント等に関する様々な研修会、講演会等に積極的に参加し、正しい知識を身につけるとともに各自が意識向上や適切な支援の向上を目指す。

オ 最近の児童をめぐる様々な問題を洞察し、的確な判断や行動ができる福祉従事者となるよう、幅広い分野の外部研修等にも積極的に参加し、資質向上に努める。

3 高齢者福祉事業の運営について

高齢化や人口減少、所得格差社会が加速していくなかで、施設経営基盤の充実や日々発生する諸問題に柔軟に対応し、公正さと透明性を確保しつつ、高齢者施設経営の安定に万全を期すものとする。

福祉の現場で良質なサービスの提供を継続していくために最も重要な資源は「人」である。職員の定着をテーマとして、国が進める働き方改革関連施策に則り就業環境を見直す等、将来を見据えた人材マネジメントに取り組んでいきたい。

高齢者関連施設においては、これまで同様に

- ① 人間としての尊厳を大切に

- ② やさしく、あたたかく、親切的な介護
- ③ 安心、安全、快適な介護
- ④ 福祉文化の創造
- ⑤ 地域に開き、地域と共に

以上を基本的な指針として、利用者が「ここで生活できて良かった」と心から満足していただけるよう、全職員が一丸となって、生活の質の向上に取り組む。

(1) 感染症の予防について

食中毒、インフルエンザ、老人性結核等の感染症予防体制の確立が社会的にも要請されている。高齢者関係施設では、職種を問わず各種研修に参加するとともに内部研修をより充実させる。感染症流行の兆しを早期に感知し、感染症予防・対応マニュアルに沿って、職員の体調管理や面会の制限等、迅速な対応により感染源の侵入と感染拡大を阻止する。

(2) リスクマネジメント委員会について

ヒヤリ・ハット、事故事例の原因を調査研究し、再発防止に取り組むことで、更なる施設の安全管理を促進する。動作感知センサー付ベッド等の見守り支援機器を増設し、転落・転倒事故の減少を目指す。

(3) 福祉教育とボランティアとの連携について

各種学校との連携を図り、介護実習や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、将来の職員採用に繋げていけるように努める。利用者の日々の生活に活力と潤いをもたらすよう、ボランティアによるクラブや外出活動、地域交流行事に参加する。

(4) 身体拘束廃止委員会について

高齢者虐待防止法で定義されている身体拘束を含む身体的虐待や心理的虐待等の報告件数は、年々増加傾向にある。当施設では「虐待はないから関係ない」と考えるのではなく、身体拘束廃止委員会を中心として、虐待が発生する原因や状況調査、事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備等を確認し、外部に開かれた施設を目指す。

(5) 防災・防犯について

梨ノ木共同防火管理協議会が策定した防災計画、非常災害対策計画をもとに、全職員が防災意識及び知識を持てるように教育する。各地で頻発している火災や自然災害、外部からの侵入者による凄惨な事件を教訓に、様々な事態を想定した訓練の実施や、非常時のライフライン代替設備等の充実を図りたい。

——— 梨ノ木園について ———

盲養護老人ホームとして、高齢視覚障害者の生活拠点としての役割を担うため、介護者が視覚障害者への専門的支援技術を取得し、利用者が生きがいと安心をもって日々の生活

を送れる支援や福祉関係機関をはじめとする多くの方々に周知することを目標とする。

(1) 利用者のニーズに沿った個別支援の充実を図る。

多様化された利用者ニーズに応じた支援を検討し、職員一人ひとりが利用者の声を傾聴し個別支援を柔軟に行なっていく。また、個室や個浴、家族と過ごせる居室の整備を進める。

(2) 介護予防の充実に努める。

高齢に伴う機能低下を防ぐため、より多くの利用者が参加できる専門性に配慮した楽しい園内行事を行なう。

(3) 親切、丁寧な言葉遣いを徹底する。

やさしく親切な言葉遣いの取り組みの充実に努め、視覚障害者への情報提供や丁寧な言葉がけを追求する。

(4) 地域における在宅福祉の充実に努める。

生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患等様々な背景を持った視覚障害者の在宅福祉の支援に努める。

(5) 地域の小学校との交流を深める。

視覚障害者の施設として点字クラブの利用者と共同し、点字を多くの方々に周知するため、地域の小学校と交流を深める。

(6) 訪問介護事業所との円滑な連携に務める。

特定施設入所者生活介護事業所として、介護が必要となった場合においても円滑に介護サービスの提供を行なえるよう訪問介護事業所と連携を密にする。

————— 第二梨ノ木園について —————

昭和56年(1981)に建設され、5月に39周年を迎える。現在では、伊賀管内でも数少ない多床室単価の施設であり、施設利用料金も低額であることから利用希望者も多く、施設設備を計画的に進めながら維持していきたい。また、介護人材不足が問題視される中、当施設においては通年に渡り介護福祉実習生を受け入れ、その結果、毎年複数名の新規採用者が当施設を選んでいただいている強みを生かし若手人材育成に更に力を注ぎたい。そして、良質な福祉サービスを提供し、更には、終の棲家として信頼を得ることにより、ご利用者が家族とともにその人らしい生き方が最期までできるようチーム一丸となり、あきらめない介護を実践する。

(1) 丁寧な言葉遣いで業務を行なう。

対人援助のプロフェッショナルとして、誰に対しても丁寧な言葉遣いを基本とした適切な接遇態度で業務を行なう。

(2) 身体拘束は行なわない。

利用者の心身の状況を深く洞察し、生活環境を整え日常生活の中で起こり得る危険予知を意識することで、事故発生の軽減を目指す。

(3) 個別ケアを推進する。

「生活の場とは何か」を深く考え、一人ひとりのご利用者の生活リズムを大切に寄り添ったケアを行うために、どのようなケアやサポートが必要であるかを検討し実践する。

(4) 業務の無駄を削減する。

既存の ICT 機器を有効に使い、必要機器については新規導入する。更に業務の無駄を省き、職員の心理的負担の軽減を図り、業務改善の意識を持って業務を行なう。

(5) 自ら学ぶ姿勢を育む。

職員は、各種委員会・検討チームに所属し、自ら学ぶ姿勢を育む。新しい知識や技術習得を目指すとともに、互いに伝達し合う事でスキルアップを図る。

————— 老人デイサービスセンターなしのきについて —————

利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、利用者の立場に立った個々の対応を心掛け、身体機能の維持や社会的孤立感の軽減を図るとともに、在宅生活の生きがい支援を図る。

(1) 毎月発行する施設広報紙「かざぐるま」の発行を通して、当センターの情報や事業内容を地域の皆様にお知らせし、関心をもっていただけるように努める。

(2) ボランティアとの連携を図り、より効果的なりハビリ・レクリエーションを企画し、利用者が主体的、積極的に行事に参加できるよう努める。

(3) 総合事業においては、引き続き利用者の視点に沿ったサービス提供体制づくりに努める。また、通所介護計画をより適切に作成することで、個々のニーズに対応した質の高い介護サービスの提供に努める。

(4) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、生活意欲を高めることで、日々の活動の参加につながるよう支援していく。また、利用者それぞれの生き方、暮らし方を応援する。

(5) 「百歳人生」を支えるための一つである「食事」に一層の工夫を重ねるとともに、個々の利用者に合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供する。

(6) 全職員が社会福祉の担い手として、利用者を大事に考え、信頼関係を濃密に保ち、安心していただける関係づくりに努める。

(7) ご家族の介護負担を軽減し、ご利用者の在宅生活を継続できるように、在宅支援と家族支援の一層の工夫と取り組みに努める。

————— 在宅介護支援センターなしのきについて —————

要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域や居宅において、利用者が望む自立した生活を営むことができるよう支援する。また、利用者の状態等に応じた適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅サービス計画の作成を行なう。

- (1) 介護サービス提供のプロセスにおいては、関係機関との連携の下、随時調整や担当者会議を開催することで、適切なサービスの提供が維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (2) 介護予防においては、地域包括支援センターとの連携により、利用者が自分らしく自立した生活が継続できるよう介護予防サービス支援計画票を作成し、要介護状態にならないよう予防に努める。
- (3) 地域福祉推進のため、身近な相談機関として、地域の人々が気軽に福祉・医療・保健の相談のために訪れることができる開かれたセンターを目指す。また、地域ケア会議等へ積極的に参加して、地域福祉の現状や問題点を把握し、福祉向上に努める。

4 梨丘園(りきゅうえん)の運営について

障害者支援施設は、障害のある方々の日常生活全般を支援する専門機能を有した施設であり、利用者ニーズは高い。

現状の梨丘園は、重度化・高齢化が進んでおり、利用者一人ひとりの身体機能の維持向上への取組みが喫緊である。引き続き理学療法士や言語聴覚士の訓練を得ながら、利用者ニーズに沿った支援を基本として、可能なかぎり個別に対応したサービスを提供したい。

(1) 障害者支援施設について

「自宅にいるような安らぎとその人らしい生活」を基本姿勢とし、個々の利用者の暮らしを大切に、楽しく充実した日々を送ることができるよう支援することを目標とする。

ア 利用者の心身の状況等を踏まえ、身体機能の維持・向上を図るとともに、施設内外の環境改善・整備をすることで生活の質の向上に努める。

イ 業務の見直しやシステム化に取り組むことで、個々の支援の充実と業務の効率化を図る。

ウ 利用者の外出する機会や各種ボランティアとの交流を通じ、余暇の充実と地域交流及び社会参加を目指すことができるように支援する。

エ 地域生活への移行も念頭に置き、利用者や家族の意向を尊重し、社会資源の情報提供に努める。

オ 報告・連絡・相談を基本に一人ひとりがチームの一員としての役割を認識し、責任を持って課題に取り組むことで、利用者の生活向上に貢献する。

(2) 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業について

「指定特定相談支援事業所梨丘」及び「指定障害児相談支援事業所ヴェルデ」の両事業所は、地域の障害児・者福祉に関する諸課題について、本人やその家族及び地域からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行なう。

ア 本人及び家族の希望や目標、心身の状況や生活環境を踏まえ、適切な障害福祉サービスや地域の社会資源を活用して、本人の目指す生活が実現できるようサービス等利用計画を作成する。

イ 利用計画作成後は、サービス提供事業所との連絡調整や情報共有を行なうとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施して、本人の目指す生活の実現に向けて課題が解消されているか、新たなニーズが発生していないか等を確認して、利用計画の見直し・変更を行なう。

ウ 地域共生社会の実現に向けて、地域の障害児・者福祉の窓口として、身近で開かれた相談支援事業所を目指すとともに、地域の課題やニーズの発掘、障害理解の啓発を行ない、伊賀市障がい者自立支援協議会等の事業へ積極的に参加し地域福祉の向上に努める。

5 上野点字図書館の運営について

視覚障害や発達障害、寝たきりや上肢障害など、多様な障害のために本を読むことが難しい身体障害者の読書環境を改善するための法律「読書バリアフリー法」が昨年6月に成立した。これを受けて、視覚障害者等、読書に困難のある障害者の身近な地域における読書環境の整備に取り組む。

(1) 本年度重点事業

ア 公共図書館との連携強化

伊賀地域をはじめとする公共図書館へ点字図書館事業の周知を図るとともに、文字を読むことが困難な人への読書支援に有効な録音図書の利用促進に取り組む。

イ 社会福祉施設等への点字図書館事業の周知

障害者等の援助者に点字図書館事業への理解を深めてもらうための取り組みを行なうことにより、潜在化している読書困難者や読書ニーズの顕在化に努める。

(2) サービス業務

ア 貸出業務の充実

サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）やWeb図書館システム（資料検索・貸出・利用者管理業務等をオンラインで行なうシステム）を活用し、利用者の求める要望に迅速かつ正確に対応するよう努める。

イ 蔵書の充実と図書の整備

利用者のニーズに応じた図書製作に取り組み、蔵書管理については既存図書の破損や劣化の点検を行ない、きめ細かなサービスの提供に努める。

ウ 図書情報の発信

定期的に図書の新刊情報を発信することにより、利用者の希望する図書の選択肢が広がり図書の利用が更に促進するよう、情報提供の充実に努める。

エ 調査相談（レファレンス）サービスの充実

利用者からの相談や、一般市民、ボランティアからの問い合わせに的確に回答できるよう、各種関連資料の収集に努めるとともに、職員の資質向上を図る。

(3) 製作業務

ア 点字資料製作

良質な点訳者・校正者の確保に努め、利用者に求められる資料が速やかに提供できるよう蔵書製作過程の効率化を図る。

イ 録音資料製作

活動中のボランティアにパソコン録音の操作技術を広め、良質な資料を提供できるよう蔵書製作過程の正確性と効率を高める。

ウ ボランティアの育成

点訳ボランティア養成講習会を開催し、新規点訳ボランティアを養成する。また、前年度の音訳ボランティア養成講習会修了者、及び活動中の点訳・音訳ボランティアを対象にした技術向上のための研修会を実施する。

(4) 生活訓練業務

点字の触読技術習得を目指す中途視覚障害者の要望に応じて触読訓練を実施する。

(5) 啓発業務

ア 点字教室の開催

視覚障害者理解を深めるために、小学生をはじめ広く一般市民を対象にした点字教室を実施する。

イ 福祉学習への職員派遣

小・中学校や地域団体から視覚障害者に関する学習、及び点字体験の要請がある場合は職員を派遣し、点字器等の備品貸出についても適宜対応する。

ウ 施設見学の受入れ

視覚障害者福祉や点字図書館事業への理解を広めるために、施設見学の受入れを行なう。

エ 点字名刺の製作

点字が広く社会に普及し、視覚障害者理解につながるよう、名刺への点字加工を行なう。

(6) 受託業務

アの市の委託を受けて実施する点字奉仕員等養成事業、及び点字広報・声の広報等発行事業により、視覚障害者福祉の向上に努める。

イ 市のホームページに掲載する広報の音声データを提供することにより、より多くのサービス利用対象者への情報提供を行なう。

ウ 官公庁等から依頼を受けた点訳・音訳業務については随時対応する。

(7) その他

ア 職員の専門的知識・技能の習得

日本盲人社会福祉施設協議会、全国視覚障害者情報提供施設協会、中部ブロック点字図書館等連絡協議会が主催する研修会に職員を派遣し、技術の研鑽及び情報の収集に努める。

イ 関係機関との連携・協力

行政、ボランティア団体、障害者団体、法人内各施設等との連携・協力を深め、事業の効果的な推進に努める。

6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの目的は、三療師(はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師)資格を有する視覚障害者に、自身での開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに、施療技術の向上を支援し、利用者の自立更生を図ることである。

当ホームが伊賀地域において、昭和 35 年から 60 年の長期にわたり三療を目指す視覚障害者の就業研修に対する要望を受け入れる施設として機能してきたことは、視覚障害者福祉政策の一環として大きな意味をもつものといえる。しかし、現在においては、他の施療業者との競争が年々激しい状況もあることから、盲人ホームとしてこれまで担ってきた機能は堅持しなければならないが、今後新たな事業展開も目指していかなければならない。

(1) 利用患者の増加

盲人ホームは運営上の制限があるため、利用患者の増加を図ることには難しい課題もあるが、サービス内容を再検討し、より多くの皆様に施設の存在を理解してもらえよう周知を図る。

(2) 公益的活動

当ホームでは、三療への正しい知識の普及と施設の広報を目的に、地域の皆様に対して、2 か月毎に健康体操教室を開催している。この講座は鍼灸師の指導のもと、主に地域の高齢者を受講対象としたもので、「手軽にできる運動」や「健康情報の提供」等を通して、より多くの方々に日々の健康管理について認識を深めていただくものとして実施する。

(3) 視覚障害者に対する活動

設立以来、市内在住の視覚障害者が、主体的に自立更生意欲を図るための諸事業の援助を行ない、地域の視覚障害者福祉会の活動拠点としての役割を果たしてきた。今後も継続した活動を続けられるよう、施設の維持管理に努める。

7 かしの木ひろばの運営について

開園から26年が経過し、引き続き通所・訪問事業を有機的に連携させ、障害の種別ごとの特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援を提供する。併せて、在宅障害者が地域社会において他の人々と共存することを妨げられず自分らしく、自立した生活ができ、生活の向上と社会参加の機会が得られるような支援に努める。また、福祉制度や分野ごとの関係を越えて地域での支え合いを目指し、各種事業を推進していく。

今後も障害者の介護保険への移行が進み、利用者確保が重要な課題となっていくため、特別支援学校等への働きかけや、広報活動を積極的に行ない施設の認知度や機能の充実を高めていきたい。

(1) 生活介護事業

- ア 個別支援計画を基に利用者が快適な自宅での生活を継続できるよう、利用者・家族の声に真摯に向き合い関係機関とも連携をもち各種介護サービスを提供する。
- イ 障害特性や難病に合わせた相談助言サービスを提供する。
- ウ 日常生活において必要な入浴サービスを中心に、創作活動及び生産活動の場を提供する。併せて身体機能及び生活能力向上のための援助を行なう。

(2) 居宅介護・訪問介護事業

- ア 利用者利用者家族の望まれる支援内容で居宅介護計画を作成し、サービスを提供するとともに、在宅生活の継続や地域移行支援に取り組む。
- イ 相談支援専門員、介護支援専門員や関係機関と連携、調整を取りながら、利用者が望む地域生活での支援に取り組む。

(3) 地域活動支援センター事業及び総合事業

- ア 移動支援事業では福祉有償運送を組み入れながら、外出支援や余暇活動支援を行なう。
- イ 日中一時支援として、中高生の放課後や長期休暇時の利用を受け入れる。
- ウ 総合事業として要支援認定者に対する支援に取り組む。

(4) 地域援助事業

- ア 地域に在住する障害者及び高齢者を対象とした講座や、地域いきいきサロンの場を提供する。
- イ 福祉教育や地域との交流を促進するため、施設見学や施設実習(岡波看護専門学校・伊賀白鳳高等学校等)に協力し地域福祉の向上に努める。

8. 梨ノ木診療所の運営について

当診療所は、隣接する老人施設、障害者施設と効果的・効率的で質の高い医療提供体制を一層深め、利用者の健康管理に万全を期したい。更に、地域医療への貢献ため、健康診

断の実施や入手可能なワクチン等の接種を積極的に発信することで、地域に暮らす方々の健康づくりを引き続き推進していく。長田地区住民自治協議会と共催する「なしのき健康講座」の継続と充実に努め、地域住民が住み慣れた地域で明るく元気に生活できるよう健康管理意識の向上に寄与したい。

